

# 憲廟實錄

189  
12

庫	文	閣	內
函	冊	號	類
三	四	五八八六	和書

81
5-8186

內閣文庫	
番號	和 58186
冊數	4 ( 4 )
函號	149 28

史一七六  
共四



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



同  
81



常憲院賜大相國公實紀卷十七

元祿九年丙子 御年六十一歳

西月朔日戊午より三日に至り年頭の御祝例の如し



禊初例の如し 六日寺社の御禮例の如し

七日七葉御祝例の如し 八日東叡山 両御堂

御法 九日執政大久保加賀守忠朝日光山年頭迄

代官使とす高家の輩御使とす 舊

例如きとも 世度と 西石とありて 十日

御小姓黒田豊前守重三向大隅守政房如録子



六百石の納戸尻服部大膳亮貞世六百石 十日  
 奥足の内祝例の如く日付永見甲斐守重直大  
 坂町奉行藤原加藤五百石法地<sup>七</sup>藤原<sup>七</sup>藤原<sup>七</sup>  
 陰奉行と別取連歌真州例の如く今見<sup>七</sup>  
 水代の盛ふ松の茂 昌徳 思<sup>七</sup>日朝や初雲の  
 庭 清 石<sup>七</sup>み隠<sup>七</sup>志<sup>七</sup>主<sup>七</sup>も<sup>七</sup>ち<sup>七</sup>解<sup>七</sup>て 昌徳  
 十三日三九尾<sup>七</sup>若<sup>七</sup>十<sup>七</sup>此<sup>七</sup>御<sup>七</sup>賀<sup>七</sup>わ<sup>七</sup>り 台製の壽詩  
 よ曰豈唯三百歳長約幾千秋共樂大平日壽觴  
 屢献酬是尾若<sup>七</sup>上<sup>七</sup>自<sup>七</sup>祝<sup>七</sup>如<sup>七</sup>ひ<sup>七</sup>て三百歳と宜

小坂町新屋 十六日伏見奉行青山信濃守幸親  
 駿河御城代と日付丹波守利庸京町奉行  
 河と河加藤五百石寄合保田貞徳守宗御大坂町奉行  
 河と河加藤五百石 九日大久保加賀守右朝日光  
 山より帰福を 十二日坂原作守親常清小姓と日付  
 九日堀上寺の御堂より清信 九日護持院より清  
 成 九日山王の祠より清信 晦日清達流番大忍と日付  
 養子朝入るより因て其妻氏守力伊藤守忠弘と  
 打果す

二月朔日日光御門跡公辨親王御對顔例の如く易  
の沙羅延願の卦辭より大象より二日塚奉行  
佐久間丹後守信就元を伏見より此處罷て高松の  
町より二隸一塚の事なりと傳へて此所より二隸  
す六日易の沙羅延願の初九より六三より言力伊藤  
守右弘の事子千勝と送跡と續くむ大島より御門  
の親戚忌後ありもの意因り忌後あり遠敷に  
悉遠より上口柳沃お羽守保明の卒より伊成  
上口山田より忌後駿河守勝重と若井より松平

半乃免と小普請柳系に為り奴僕と扈使とを罷  
と以て進致十四日此處番取と成甲斐守徳永御  
書院番取とあり沙羅延書院番取に永井之内御小姓徳書  
頭とあり丹丹長谷川に為り使番久永源と信山とあり  
とあり此後一負と増と増と使番柳系伊藤法地とあり  
使番成濃流在り舟子臥佐野と新井とありとあり  
此後一負と増と増と十六日尾張大納言老友御  
甲府中納言細冬に尾張中納言徳誠に記伊寧相細  
教御水戸守お徳條に并に松平加賀守細紀の事なり

御儀延行り上口迄水守りま山麓三崎守り根来  
之為清水守り中川初三節免以昌平坂大成殿  
釋菜日光御門迄公辨祝王御儀 其言清水の奉  
行を停て駿河町守り 隸と 其言日光御門迄公  
辨祝王の傍に御成 其言易の御儀延願卦迄  
其言使者井上主水山中守り馬守士取御儀  
十節の善法守り赤井平左衛門月付と形善流  
永田守り馬守郎守り馬守大善徳以中川守り御使  
善と外乳の姓御中根守り善 御書院善徳以守り

三月御國を城を万石以上の大忌六十條人番と御  
の瑞子六位以上の法役人の守り易の御儀延 三日  
上巳の御祝例の如し 其言松平右衛門美輝貞の  
亭に御成六言塔上寺方丈に御成備儀 御儀延  
十八日 勸修寺御門跡濟深法祝王登成大学の  
御儀延法祝王も顯密二教諦と儀を執り松平  
彈正右正久免して奏者と外乳御例免葉田出雲守  
務門同く免と 其言昌平坂の大成殿に御儀延の  
とし 其言易の御儀延大過の卦辭より大象より

乙子公辨祝王并法役人并種 九六の儀第古觀  
音堂より御詣覽王院權僧正最純坊より御入禱  
後御種字最純正より轉と 九六の  
禁裡より附とす 須田大隅守盛輔御母より番村  
淑仔より頼て免と 九七の本居因幡守宗資より  
亭より御成 九八の御例元来倉丹後守昌尹執事  
と多乳加縁去万石月付松野より多縁加縁亦不  
禁中より附とす 御持筒以御訪多縁加縁亦百石長徳  
よりと多乳御納戸以曲測とす 御苗より番と

列於御書院番水地每去赤土以と多乳月付是地平乃乃  
舟子以とす 二九御母より番とす 山崎より加縁亦不鶴殿无  
より附とす 九九の十人番以番倉守より後と免して倍  
元并より列とす

四月三日易の 御儀送大道の初六より九三より  
四の紀伊右御言充貞乃  
甲府中御之徳是乃尾張中御之徳御口紀伊宰相細  
敷乃水戸宰相銀條乃并乃松平加賀守細紀乃乃中庸  
の御儀送 御自身の御あり 六の護國寺より御成

七、系、良、多、好、神、尾、飛、彈、守、之、知、下、田、多、好、言、林、師、市、師、先、  
を、九、日、淺、系、の、惣、預、寺、に、祈、り、寺、願、二、百、石、と、附、り、小、  
母、蓮、の、御、願、あり、十、日、易、の、御、儀、迄、大、過、卦、候、り、土、口、  
吟、味、役、萩、系、系、以、御、勘、定、以、上、階、<sup>理</sup>、如、福、あり、て、二、子、  
石、と、あり、寄、合、神、尾、飛、彈、守、之、知、御、持、筒、以、り、形、新、番、  
頭、川、橋、権、し、助、り、頭、と、あり、扁、下、番、以、り、年、礼、を、以、り、書、  
久、淡、炮、以、り、あり、寺、士、以、り、山、口、勘、定、係、以、り、十、人、番、以、り、薩、山、敷、り、  
下、田、多、好、と、あり、世、役、一、負、と、増、を、御、側、元、濟、川、鐵、家、寺、利、  
昌、免、と、あり、十三、日、小、善、信、多、好、の、御、以、り、竹、川、善、多、好、奉、

職、多、好、と、あり、免、と、十日、易、此、御、儀、迄、候、の、卦、辭、少、大、象、と、  
以、表、法、流、水、野、肥、あり、右、房、御、書、院、番、以、り、山、伊、賀、寺、業、能、御、側、  
元、と、形、火、消、大、之、係、系、多、好、小、姓、組、番、以、り、あり、日、付、牧、地、中、三、節、  
新、番、以、り、あり、使、番、番、本、系、多、好、御、書、院、番、組、以、り、内、田、信、在、り、系、良、  
多、好、と、形、世、役、一、負、と、増、を、<sup>一、六、日</sup>

本院、御、祈、御、悩、と、因、り、人、冬、三、行、と、御、一、玉、由、御、儀、と、因、  
御、房、番、以、り、七、日、系、殿、山、の、御、堂、と、御、法、廿、一、日、小、姓、組、番、以、り、  
小、出、和、泉、寺、宗、政、御、書、院、番、以、り、あり、寄、合、母、及、頼、母、  
火、消、と、あり、寺、士、以、り、林、及、右、御、柘、植、年、系、新、番、組、以、り、

春田原に御日付とれり寄合場之稅業山に在る處  
淨書院普別所淨處の山姓但德山權十所淨書院普  
田井令に御使書とあり淨書院普相平右左の但此とあり  
小善信奉行布張後善系源在る但此とあり 九二〇  
易の淨儀送坎の初六より六三より 九三寄合有る  
之度淨書院普川窪に在る處又八右の歩士取とあり小姓  
但後善信善淨書院普多門傳八所十人普取とあり  
迎後源左の細戸取とあり 九四〇易に 淨儀送坎卦  
終り 九七〇

嚴有院贈大相國公の十七回忌に御法事東叡山より  
て執行今、<sup>開</sup>關白總奉行に大相模守政直<sup>導</sup>導師  
日光御門跡公辨祝王妙法院御門跡亮延法祝王竹内  
御門跡良常法祝王 九八〇朝冬那  
二月朔日朝冬那に執政大久保加賀守右近東叡山  
より代冬 二日執事秋元但馬守喬朝御使と奉て東  
叡山の一會とあり 九〇〇御祝り 六日東叡山の  
御法事乃部讀経信頼 七日東叡山より胎藏界  
曼陀羅供あり導師日光御門跡公辨祝王證識師



妙法院寺に延法親王賜經の勅使轉法輪前  
内大臣實治公本院使醜醜權大納言を基に  
仙洞使中院權中納言通躬卿女院使後若宰相為  
茂口冬堂被拘ホ式の一 八日赤叡山の御堂に  
御信井伊掃部直興先導を御簾を阿部豊後守  
正武御右刀小黒田豊守直重御剣を三向大隅守  
政房御履を令田能守正恒御隨身法衣行列  
例の一獄囚二十八人赦と蒙り 十日賜經の  
勅院使妙法院竹内五御門延法親王宴能具也

十日

勅詔の御答あり 只使暇と賜給去る長橋局の御  
腹よ 皇子降誕と云々と所司小笠原信俊守  
長重御進言 十三日光御門延法親王妙法院寺に  
延法親王受殊院寺に延法親王の為に  
御自身の能より 十八日妙法院寺に延法親王  
竹内御門延法親王の為に備儀の御儀延法親王  
延法親王の内と儀と云れ 廿一日易北御儀延法親王  
の卦禱より大龜よむ 廿二日植村新右衛門長又取甲

雙守家言の遺跡二万六千石とあり續一六〇石とあり  
城とあり 其の國志の覃恩と因て叙とあり覃  
を山和泉守友春と預き一子村平茂新庄と直  
治と預けし一子村建孫稻垣對馬守重富と預けし  
川合重為八丈治の流人大島と直茂、秋田信濃守  
久之家坂山本兵助と宅修此流人野村吾右と子三人  
隠岐治の流人八名大島此流人六名追放の侍十名伊  
勢内宮年寄十八名民二十一名 四あ堵と富田四郎  
大島 同在之侍 平田三左衛門坊主十人 石山とあり

醫師 萩野方菴 子小二衛坊主十二人 惣一と  
叙恩と霞ぬ者二百四十九人 其の易の御儀送  
離の初九より九三と至る 其の 京都町奉行の出渡  
路も有利病免

六月八日本院方丈人の二十三回忌の御法事傳通院  
より九日易の御儀送離卦終る使番酒井と居  
病免と水野備前守勝直京都町奉行とあり加保  
六百石と菅原山崎禰寺の住持清國の子呆持  
伯す 十六日嘉祥の御祝例の如し 其の易此御儀

延威の部辞より大系より、御遠祖多田満仲朝臣  
の七百年忌に因て朝臣と崇祀せしむ。田權祝の贈正  
一位のり御執奏

勅許ありやと云々と彼院の住持尊光より作告し、  
造営材料と賜ふ。廿七日、日舟松浦市命左の病免、  
臥た保勅三席、放火考察此より免する御持筒、  
貝名左の代乳

七月三。

本院御祈の御忙快然に因て織物を進せしむ。

伊達家譜宗服と云ふ  
服字疑ふ紙貫と云ふ

易の御儀延威の初六より九三より筑前國柳川城  
を互花飛弾書延威臥敷免為と云ふ因て隠居を  
子勝文代家督土万九千六百石と相續して同城を  
とある侍隠居守和島城を侍達を御守宗服行田と  
高し階て十石石と階て、<sup>陸</sup>今昔入四十六人、  
例の如し、十石易此御儀延威部階て、  
前守廣治外戚の寵と特て驕者不法の事あり、  
文と法大名と階て、<sup>著</sup>候を以て候と免して逼塞を十  
八石十階列の内此神社佛閣候後の候と柳沢出羽



十月廿四日 出云藩重興の長子と預ひたる身も幼死す  
と因て一跡断絶す 十三日 河内姓植村大守正朝免す  
十四日 使書山崎宗久の病免 十五日 易の河内姓遊の  
初より九三よむる番入人 十六日 度安番以行中位  
堀久重の三九尾君の河内人との乳 十七日 日光河内海公  
辨祝王の坊と清成 十八日 易の河内姓遊卦終る  
九月廿日 守能字多清在りたる 二日 松平大親大輔  
正甫等と寺炊茶の人吏とあり 三日 易の河内  
遊大壯の卦辞より大衆よむる 十五日

本院河内と浪香炉と進了りて小市名對馬守政房  
持事と安士以りて京十太の十八人妻以りて天竺傳口師  
河内物事河内中山名在り 日付とあり番元渡色  
河内助十八人番以りたる 十分柳沢出羽守保明の奉  
清成 十九日  
本院河内の河内姓と因て使書并に右左衛門醫師浪江  
松朝上洛とあり 護持院と清成小姓但久松右兵衛  
河内物事河内とあり 十六日 易の河内姓遊大壯の  
初九より九三よむる 十七日 執政大久保加賀守大

朔月書評定と免ころ 大正少姓組長日辰右馬  
歩士取とある浄書院者六人馬小十人番取  
とある使番 御井令右御 小姓組く以内辰辰右  
馬奉職無状と云て免ころ九九の奥信井作云  
部少補直矩免を 晦の易の浄儀送 大正の部  
取

十月朔の松平紀伊守信茲脛近とある水野を前書  
大盈三宅出相与康雄石川之水總茂要信と云  
寺社子取印多紀伊与正永執事と云り改て伯耆与

と移る井上右和守 正岸<sup>岑</sup>松平志摩与重実寺社奉  
行とある 二日山石川御殿よ 御成 三日玄猪の御祝  
例の如し 五日

本院浄新の扇風と進し 五日 浄土宗の元祖  
法然上人よ大師辨と云る 圓光大師と号し  
鳥又後と廢を 九日 本庄同信与宗資の卒よ  
御成 十日 易の御儀送 晋の卦辞より大象より  
流炮取所及有源と病免 十五日 酒井河内守忠  
喬思書院の溜間よ於て拝謁を陰より安返

本丸大目付と相つゝ二丸御守居伏見新助法  
炮頭とあり寄合永井刑部少輔能の御成とあり  
十八日護国寺より御成 十九日易の御儀延晋の初六  
より六三よりあり 亦言但馬守出石城守小出久次代英  
及病死子存して一跡断絶を久世お雲守重之助石  
城を収めて守る久次代は頼<sup>改</sup>まきし 松平致後守光  
長の家堤中根長とあり改めし 植村新六郎家春の  
御儀 十九日易の御儀延晋御成 十八日井と  
あり 浪江相新 京越より 改めし

十月二日

本院御所の御儀は因て水野守忠盈御使と奉て  
上洛を旨旨と進せし 三日月の御儀延明夷の御  
儀より大塚より御儀 七ヶ浦戸次朝比奈治兵衛奉  
儀御成とあり 九日三丸尾若く附御つゝ依田  
三左衛門守安叙爵して長門守に任を  
本院御所をより 崩御し御成とあり 治兵衛を  
と明正院と號し奉る音楽 舞子音楽と止り  
と三ヶ日言家宗上段河守我智御使とあり

同大沢誠中守基 珍清法より因て上洛を  
十日清家門家系に左府の法大名法役人登城  
して清家名を伺ふ 十日朝多より 十九日  
奥法三宅能中守 康雄石川を水總後清少時と  
形より大番組長田在右衛門納戸政とある水野を  
あり忠盈 帰朝を 九日寺社奉行 大月舟町より勅  
定政よ命して寺社別の輿地名と授けしむ  
九日 陸奥國を松平陸奥守 細村より松平慶三郎  
元服位に位の侍候に補し 清家の一字と賜て松

平誠前守を村と稱す筑前守を松平元守を徳政の子  
是田元守を元服位に位に叙し 大隅守に任し 松平  
の稱号 清家の一字と賜り 名之と稱す  
十二月二日 易の清徳延明夷の初九より九三よりある  
あり 徳川左衛門督 吉宗少将に任て 執政河野景俊  
守正武清使と奉り 松平を細川誠中守 徳利使  
あり 松平伊藤守 徳政誠前國を松平共勉に補  
昌明少将に任て 九日 陸奥國を今津の城を保科正  
俊守正容より松平の稱号と賜り 先年没入せられた



北坂山内古橋直知領せり三万石の地を古橋右左衛門  
古橋右左衛門房に返し賜ふ叙爵二人古橋右左衛門水  
徳茂近江守に任じ古橋川藏郎重都下総守に任す  
奥醫所武田通安和橋宗迪教宗道玄伴道興木  
村春洲法服位に叙す 十一日松平長七郎頼藏

松平新之助頼方少将に任じ

長七郎頼藏の内務に任じ新之助頼方に任じ  
新之助上 駿河守茂智系郎に任じ持筒郎  
神尾元珍病免白山氏郎古橋基玄戸田中

勢守家とあり 十一日坂島田右衛門利由り勇左衛門  
甲斐守新左衛門の才如後右左衛門 右出さる 十八日柳  
沃右衛門保明の才如後右左衛門 十九日松平右左衛門補  
輝貞の才如後右左衛門 二十日易の才如後右左衛門  
治右衛門保明の才如後右左衛門 二十一日對馬  
國守宗次郎茂方伴藤守守和島城を伊達を以て  
宗服守家戸田中勢豊長侍位に補す又方對馬  
守に任じ豊長六捕と稱を叙爵二十一人位徳國  
飯山城守松平と七郎忠喬遠江守に任じ筑後守

柳川 敏之 立花 務之 代宗 尚 花 彈守 任 一 初 相 山 形  
城 守 杉 平 九 曜 右 雅 下 總 守 任 一 大 和 守 守 殿 城 守  
植 村 新 方 布 家 春 右 備 前 佐 任 一 牧 野 右 花 康 重  
園 勝 守 任 一 小 笠 原 守 任 一 右 雄 子 子 藏 部 忠 遠 守  
稀 守 相 守 彈 正 少 弼 昌 胤 子 求 馬 叙 胤 守 任 一 候  
并 倉 丹 後 守 昌 尹 子 子 守 守 昌 明 守 針 守 任 一  
本 多 伯 耆 守 正 永 子 子 三 浦 正 武 遠 守 任 一 田 村 右  
系 美 建 頭 子 子 候 理 藏 頭 下 總 守 任 一 杉 平 彈 正  
右 正 久 子 子 昭 正 貞 國 部 守 任 一 小 姓 部 守 任 一 大

久 保 美 清 忠 康 豊 守 任 一 同 永 井 守 任 一 直 澄  
若 原 守 任 一 大 目 月 守 任 一 重 秀 守 任 一 重 秀 守 任 一 重 秀 守 任 一  
守 任 一 勘 定 守 任 一 萩 守 任 一 萩 守 任 一 萩 守 任 一 萩 守 任 一  
任 一 山 田 奉 守 任 一 久 保 美 清 守 任 一 高 丹 守 任 一 中 興  
北 條 右 近 氏 澄 對 守 任 一 河 部 守 任 一 統 元 勝 守 任 一  
任 一 朽 木 采 女 植 治 守 任 一 内 田 守 任 一 内 田 守 任 一 長 若  
狭 守 任 一 進 後 守 任 一 資 長 淡 路 守 任 一 富 守  
内 頼 母 知 忠 甲 斐 守 任 一 執 事 守 任 一 依 波 守 任 一 明 英  
奉 一 元 禄 六 年 以 来 六 箇 年 の 間 此 初 番 守 任 一 老 敷

上勅上十七人  
上勅上十八人  
上勅上十九人  
上勅上二十人  
上勅上二十一人  
上勅上二十二  
上勅上二十三  
上勅上二十四  
上勅上二十五  
上勅上二十六  
上勅上二十七  
上勅上二十八  
上勅上二十九  
上勅上三十  
上勅上三十一  
上勅上三十二  
上勅上三十三  
上勅上三十四  
上勅上三十五  
上勅上三十六  
上勅上三十七  
上勅上三十八  
上勅上三十九  
上勅上四十  
上勅上四十一  
上勅上四十二  
上勅上四十三  
上勅上四十四  
上勅上四十五  
上勅上四十六  
上勅上四十七  
上勅上四十八  
上勅上四十九  
上勅上五十  
上勅上五十一  
上勅上五十二  
上勅上五十三  
上勅上五十四  
上勅上五十五  
上勅上五十六  
上勅上五十七  
上勅上五十八  
上勅上五十九  
上勅上六十  
上勅上六十一  
上勅上六十二  
上勅上六十三  
上勅上六十四  
上勅上六十五  
上勅上六十六  
上勅上六十七  
上勅上六十八  
上勅上六十九  
上勅上七十  
上勅上七十一  
上勅上七十二  
上勅上七十三  
上勅上七十四  
上勅上七十五  
上勅上七十六  
上勅上七十七  
上勅上七十八  
上勅上七十九  
上勅上八十  
上勅上八十一  
上勅上八十二  
上勅上八十三  
上勅上八十四  
上勅上八十五  
上勅上八十六  
上勅上八十七  
上勅上八十八  
上勅上八十九  
上勅上九十  
上勅上九十一  
上勅上九十二  
上勅上九十三  
上勅上九十四  
上勅上九十五  
上勅上九十六  
上勅上九十七  
上勅上九十八  
上勅上九十九  
上勅上一百

十四人十五勅定元皆勅三十九人合三枚上勅上六人  
二枚上勅口人一枚宛合て莫令二子百二十九枚と小  
判九百九十枚と七。内及一師改敷又及丹  
波守政祝、送領二萬石と書續也

常憲院贈大相國公實紀卷十八

元祿十年丁丑 御年五十二歳

三月朔日癸丑より三日より年頭の諸儀例のとり

御儀初より杉年遠江守忠喬初て着座より六日信長社

人の御儀例のとり 七の七葉の御儀例のとり

八日東叡山の 西御堂より御儀 十日墨堤の御儀

例のとり 洗地山田十を美濃守より 駿河町

奉行を金市より 御新首領より 新井市

洗地山田より 御儀 新井市より 定行如縁

石連歌真の例のこゝに松枝の長くて余り春の  
つら 昌依 彦 暖かよとけぬ節の子 伊 島崎 彦

寛政の初行毎時て 昌依 十六日下総國 國宗殿

と板野成秋成春叙爵して備前守と任じ備前寺

修業の人夫と相与深家跡 昌胤 尚を備持院修

業の人夫ハ仙石誠守と改明奉了 廿日山王権現

此初よ 所信 廿日所書院敷 梶川と云ふ所

徳相より以て形 廿日 増上寺の所業よ 所信

廿日 備持院よ 所成 廿八日 月 松極と云ふ

徳河町よりと云ふ 尚 鹿 尚 井 云 爲 歩 士 取 と 云 々

藤下尚以松平甲斐守昭正光云

二月初日日光寺門流云 辨親王所對顔例の如く 尚此

所儀 延家人の卦辞より大衆と云ふ 三日 柳法 初相也

保明の事よ 所成 黒田守直守三向 右隅守政房の件

よ 過り 尚 小 云 所 藤 下 尚 村 之 傳 左 尚 源 ありて 進 放

九日 中 勢 云 備 政 武 侍 從 之 補 一 所 使 之 事 云 云 活 有

栖川親王の姫云入

内して女御と云ふふと云 契す所川 豊 守 守 伊 氏 副

使多り

禁程は備光の方御馬代白根

仙洞御所より右方馬代白根御 女院准后より白根御

女所より白根巻物と進し御所 御所 三九君より

禁程

仙洞御所より巻物 女院准后より線 女所より織物巻物

青巻物と進し十日易の 御所は家人の初九

より九三より植村大學三朝父故より右将進

願一万石と申進し二男式部千石と分知し 十石

丹後國宮津城より阿部對馬守白登 十方石と進て下

所より津島城より梅武衛國守付城より杉平侍御書

右宗徳守付石城より梅宮津高城より勇平徳右衛

昌春三津城より梅津書院高城より水野誠守守守守加

孫子石津村守付横田高右衛門守津側所より津道守所

苗村守所より日付赤井平右衛門津所下高城より

平石より石津村守付石津高城より津所守所より小島守所

守所守所より 十三日杉平右衛門守所守所より

津成 十石津側所守所我捕房守所助興仙石守所守所久



新嘉合本多御程火消と云ふ 右邊組以善山と云ふ  
張炮即と云ふ 舟以秋山と云ふ 沙苗書指書と云ふ  
右邊易の 沖橋送家人卦の 去古の 女御幸子入  
内と云ふと云ふ 京師新日小笠原依后書長書治と云ふ  
海右左府の法右名法書以法右人法右人法右人  
国二百部傳列新孫書の 右士以編生 七節右邊の  
新嘉組以之留十九日 月付と云ふ 沙書院書右右節  
多書右士以と云ふ 新嘉組以系因格書右士以と云ふ  
二百 易の沖橋送賸の卦 辭 右邊と云ふ 十の

明正院天皇の御送物書江貞次の御右方 中和門  
院の繪と云ひて

後陽成天皇の宸筆と云ふ 初書一冊 源氏繪巻と云ふ  
一軸と云ふ 對と云ふ 函房持書と云ふ 新嘉組以右邊  
法師の書と云ふ 古今和歌集一部 三九巻と云ふ 世尊寺行成  
卿の書札和漢朗詠集一部と云ふ 十右易の 沖橋送  
賸の初九より六三よりと云ふ 十右石川沖殿と云ふ 沖成  
沙殿の坊と云ふ 組以一人 右邊一人 置ありて 追致 十三右  
相年岩二節直之又及傳中書直覺と云ふ 送川一百万石と云ふ 相





上宮上御女御共々極楽と名を冠しとふと  
命をくだれ 七年額の内

勅使の御女御の内

の内

勅使中侍門左衛門資<sup>熙</sup>卿左刀馬代白<sup>信</sup>と持系と  
少<sup>少</sup> 女御對親

仙洞御所より左刀馬代薰<sup>為</sup>様紙年取の所使後  
宰相乃<sup>後</sup>持系と

女院准后より卷物と年取の内

勅使正親町左衛門公通<sup>公</sup>柳系為左衛門資<sup>為</sup>藤<sup>藤</sup>と持系  
と女御よりと卷物年取の所使加山三位光<sup>光</sup>顯<sup>顯</sup>卿持系  
以<sup>以</sup>御墨所 三九君と

禁裡

仙洞御所より白<sup>信</sup> 女院准后より卷物 女御よりと白<sup>信</sup>  
と九日

勅使等享宴能具<sup>具</sup> 十<sup>十</sup> 柳<sup>柳</sup> 出<sup>出</sup> 保<sup>保</sup> 明<sup>明</sup> 長<sup>長</sup> 子  
兵部<sup>兵部</sup> 出<sup>出</sup> 暁<sup>暁</sup> 亭<sup>亭</sup> 十<sup>十</sup> 柳<sup>柳</sup> 馬<sup>馬</sup> 号<sup>号</sup> 十<sup>十</sup> 二<sup>二</sup> 下  
勅使号<sup>号</sup> 十<sup>十</sup> 伏<sup>伏</sup> 見<sup>見</sup> 邦<sup>邦</sup> 永<sup>永</sup> 祝<sup>祝</sup> 主<sup>主</sup> の<sup>の</sup> 乃<sup>乃</sup> 十<sup>十</sup> 二<sup>二</sup> 下  
勅使号<sup>号</sup> 十<sup>十</sup> 伏<sup>伏</sup> 見<sup>見</sup> 邦<sup>邦</sup> 永<sup>永</sup> 祝<sup>祝</sup> 主<sup>主</sup> の<sup>の</sup> 乃<sup>乃</sup> 十<sup>十</sup> 二<sup>二</sup> 下  
勅使号<sup>号</sup> 十<sup>十</sup> 伏<sup>伏</sup> 見<sup>見</sup> 邦<sup>邦</sup> 永<sup>永</sup> 祝<sup>祝</sup> 主<sup>主</sup> の<sup>の</sup> 乃<sup>乃</sup> 十<sup>十</sup> 二<sup>二</sup> 下

二 御自身の能あり 十三

勅報の 清養年中 中河門右衛門資忠混以下 順を端ふ  
十の易の 清徳延慶の初六より九三より 御書院書  
大に保法法書教福々 継多々三をの 行年七十三歳小  
善信より入むるを 形も 善令三教と端ふ 齒入七十  
六人 金地院書所 禪師病より因て 隠遁云 長老金地院  
より 位を 大百昌平坂の 大威殿より 清信例の如し  
其の 法炮に 法本三九師 盜賊考案の 法光一  
ら 以石野 小き忠代も 其の易の 清徳延慶の卦

如る

四月三日 易の 清徳延慶の卦 禪より 大泉より 日光  
河門 跡に 禪報に 聽聞所 奉行 修習 あり 光相  
病 免 六の 未 十の 紀 伊 右 衛 門 光 貞 卿 の 奉 へ 清 威  
あり たり といふ こと 大 泉 保 如 實 書 右 朝 清 使 と 奉  
て 行 へ 善 しく 十の 紀 伊 右 衛 門 光 貞 卿 の 奉 へ  
清 威 内 務 以 光 殿

三万石と川を 十の 京 都 町 守 村 守 伊 左 衛 門 嘉  
廣 尚 所 守 村 守 村 守 伊 左 衛 門 嘉 十 師 加 禪 百 石 京



六三二のり。 六三三のり本長き糸 糸は襦袢勘定役刀と帯  
のりとも許さる 六角織物古唐紙隠道 七七のり易の  
御備延解部紙。 八八のり西九程門馬以天所部紙  
出のり病先 悔のり水戸少将古字部紙のり納糸のり傳中  
山内古字部紙成時後二十第六條白紙古百枚青二  
十種摺二十第と持糸を執と相のり古刀目録白紙二  
百枚時後二十種摺のり、 回糸古白紙古百枚光  
紙のり、 三三のり二第のり、 御備新 三九尾君  
光紙のり、 二第一第摺紙のり、 御備新 二十卷

三第二第古字部紙のり白紙古十枚 三第二第古丸君  
古丸國のり一第一第綱摺のり、 摺二十卷 三第二  
第古字部紙のり白紙三十枚 三第二第のり、 御備古紙  
古丸紙のり

甲府中納言綱部古のり、 古丸國のり、 御備新相綱  
部古丸德川古丸智古通部古のり、 御備新二第一第  
御備新 三九尾君八重尾君古一第一第古丸君古青  
一第のり、 徳古丸のり、 御備古のり、 一第一第古丸古のり、  
上二第一第古丸古のり、 二第二第古丸古のり、 三第









道長又改大炊具相確々述从一万石とお續を護持  
院の廿智達護まの親言堂迄畢迄有り秋元但言  
香洲 十日易の御儀延共卦辞より大衆より十  
一日迄段人大業六書改易人根未源亦叙より 十二  
日書院直以内友十と述病免 十三日三九附依四角  
書字安老免 十八日宗吉以中毎々左馬門御書院安阻  
取とより中興再取を必多叙尚士以とより山宮八石  
奥加孫子名八重姫君より附より 廿下小書信 若<sup>若</sup>  
林八節右馬門人の重物と典尚より 御を以てとより

三と述茅山田又左馬門 廿二死と端ふ 廿三柳生内記  
隨方善父長門中副治り述从三万六千石と相續し横  
津石三四城よりより九鬼と改む 廿四安入 三十七  
人 廿五易の御儀延共卦の初九より九三より  
廿六柳生御書信明加孫二万石布衣以上の書知り  
七百石とよりとハ<sup>康</sup>康系と改て采邑とよりと 廿七  
護國寺控増正快意正上轉と  
八月御の御儀例の如し 二十易の御儀延共卦の員  
作石と叙員御書長成死に臨て圓成叙と書て子と

きしと式部失心して封を讓しとありしを所玉降り  
新二万石と云文内記長徳の賜ふ敵討りて在  
後園右花を度歳常力長直皆地を賜ふ二田村右系  
左美建頭清使とあり杉平が孫と直咽水野貞徳と  
備慶士卒と卒して清山城と收む六の杉平安藏と  
福長とて清山城と守り九の易の清福延娘の計  
解より大衆とあり十三の養老内後丹後守守  
清光と系於町守り安後と十所次行叙爵して後  
河守と任を教守を賜ふ主統妹を養ふ娘と云れ

源と云て其舊僕一人と曰く斬らるる先子と力成洲  
十節其後流在る護國寺のありて町人と殺す状  
よ罪あり死を賜ふ六の易の清福延娘の初  
六より九三より十の園於丹後守宣政病ありて事を  
視たりありしと故杉平の身は眼利代々八重姫  
君入奥の事と云あり六の易の清福延娘大隅守  
正成清書院菊氏を因隠成守資良同安後出雲守重  
昌清側所とあり水野長門守丸頼清福延娘とあり  
六の儀持院よ正成六の儀持寺の親善とあり





年出羽守個因奉て人夫あそ 大守易の 津保  
送舟の初より九二より 大守印在 因徳守宗資  
の卒よ 津保 大守松平右兵衛左次輝貞の卒よ  
津保 大守易の 津保送舟卦跡

十月三日易の 津保送舟の卦跡より 大守易より六  
品石川御殿よ 津保廻直の員と留して 小姓組より  
百人津書院直より百人 大守より 八千人出立と  
定む 十二日

甲府中御倉堀是々の卒よ 津保 十月 柳氏

出羽守保明の卒よ 津保 十月 津持より上田孫  
大守西九津守易居より 大守易誠より津持より  
とより 小守信徳三津守物大治より 使直津川  
大守津保 送舟八守守士郎逸見八守門下十人 大守  
多門信八守津戸頭長田長尾門新守組津保逸見守  
目付とより 小姓組三上守守津守士郎より 津書院  
大守馬場守長十人頭より 大守組津子  
流守守守津納戸頭より 大守守守守守直明田村右  
守大守建頭津山城より 津保 十月 冬河國



侍從之補之忠惟之右近乃登之改之其法固如也  
之相年丹時之元永後之信中之叙之叙爵十人及之  
別書之賢備之之任之揚傳之三日之九鬼門記  
隨方之如之之任之伊達能之宗保之子令之助宗  
春在之京亮之任之相年初原之通流後之任之相  
平河之之信輝之子孫之助信之甲斐之任之秋元  
但馬之香粉之子孫之助尚初伊賀之任之三宅備前  
之康雄之子孫之康利能之任之增山之孫也  
補利頼順之子因記正之對馬之任之森内記長徳

子常力長直和泉之任之湯書院當以板倉之統  
重以流後之任之少時但馬以牧野三郎加威内  
通以之任之西丸時為之任之田代之重則用防之  
之任之山田奉行之長谷川之長也重章用防之任之  
河原下重以杉原之長也河原負徳之任之醫  
師秋生方菴法眼之叙之 大之清為之任之保  
玄菴以之氣加孫之百名宿直之免之令元休菴  
賜弟以典安之罪之以此之子三人之追致  
大之次誠中之基陳考河國之由得之

八日山椒園乙訓郡西山善峰寺西巖倉山の合花

寺の各寺願と加て二百名とい 母屋の御願

多利

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*



常憲院贈大相國公實記卷十九

元祿十一年戊寅 卯年六十二歳

正月朔日 丁丑之日 丁丑年既の儀式舊規の如し 伊豫

初舊儀の如し 六日備前社人伊豫例の如し 七

日伊豫例の如し 八日東叡山のお祈堂に伊豫 十一

日具足の伊豫例の如し 寄合伊豫七は馬小姓組の組頭

とふ新小普請奉行同官祈は馬組頭より小納戸尻友

は九を更加祿ありてふ石進に伊豫とある 連致興行

例の如し 伊豫とある 世の声あり 松の妻 昌徳 氏や長

関き市に立山河 松本いくちり谷まくり市解て 昌純

十四日松平備前守宣富加祿ありて十萬石に進み莫化ふ

津山の城まじりる 細戸庄山田庄を別 細戸と句

廿一日山王の祠に 伊治 廿四日増上寺の 伊堂に 伊治

廿六日渡辺院に 伊成 廿七日小石川伊殿に石壁屋土

手書と竹葉ありて河原國之松平清政と詔詎人未成

出す

二月朔日日支伊門跡公辨親王奉次の伊討頼易の

伊藤延華の卦辭より大象より 六日天樹院君の三

十三日忌伊通院より法中執行結頼執政小室原依酒

守長重代系 九日柳沢おねる保明の亭に 伊成友

は九を交り 宅に留まり東殿山の中堂柱立 十一日易の

伊藤延華の初九より九に五刻 十三日八重原君六日中

水戸の邸に入奥ありてと云ふに 執政河原を後と正

武伊俊と云て水戸宰相細條に云々 十四日執中乃

職掌に云と秋に但るも喬綱の園内無き管作の云と掌

形如後細中も明英も口剣指樂の云と掌も赤倉丹後

昌尹ハ 細戸細工方の云と掌も 本多伯耆守 西水も

親寄屋 大馬のりひきあり 十五日 執政大久保如常  
大綱地見時々登 概して台元と伺ふ上野公麻抄  
之酒井河内右大臣の御前より新設あり舟  
より小倉生れ御後地取らる日自進人小倉公より  
水戸おのり字相良新宅より移りし後て執政戸田山城守忠  
昌河内とすてあり 十八日大馬より酒井河内右大臣  
雅楽に御移り 廿一日天宗院君の二十七回忌あり  
能くも大馬河内とすて番真銀百枚と松平備前  
宣富の宅よりあり 廿二日松平右京左文輝貞の亭より

御成 廿四日青山下野より右大臣河内とすて三別大樹寺  
より参り 道幹府君の百四十四忌ありあり 廿七日本  
庄同播磨家資より参り 御成 廿九日易の御儀延華  
卦あり

三月廿日小倉公の御儀水戸刑部新知よりあり 二十日己  
の御祝例の御儀 道幹府君の遠忌あり因り松廳  
に裁参を停む 九日 執政戸田山城守右大臣河内とす  
て當月十八日尾港中納言洞誠卿の亭より御成の御儀  
く富氏河内右大臣河内川漕壑田の御儀より又廣切ありあり

百廿五 傳百の依名と云々又と改む 十四日年頭の  
勅使院使と云々一五い能無以去十日 所封額  
十二日よ高あわゆる一十二日よ

勅使の 所答あわゆるくと定まりしよ 十六日 雨天なりし  
所答答賜候の後よ高一五つ中 前向はりなり

十八日 尾張中納言 徳誠の亭よ 所成 綱誠卿の女喜  
知照と所養女とありしよ 十九日 番入三十二人 二十日

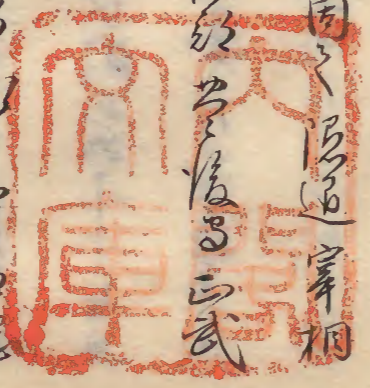
日光御門迄と云 親王の坊よ 所成 二十日 易の 所  
謙延鼎の卦辭より 大易よ 五方と云ふ 下野と云ふ 三刻

大樹寺より 帰湯と 其より 所為 角在 免す 其  
日易の 所謙延鼎の初六より 九二よ 高 謙よ 金根成  
器物 玩具と云ふ 所 林あり 十八日 小姓 但の 但 左 後 九  
兵衛 所 爲 所 使 高 年 若 金 根 成

仙洞 所 所 所 所 書院 書院 書院 中 根 在 所 所 所 所  
冒 額 日 所 知 照 所 中 九 子 所 所 所 所 所 所 所 所  
書院 書院 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所  
なり 所 二日 易の 所 謙 延 鼎 の 卦 辭 五 日 昌 平 坂 大 成  
殿の 側よ 小堂と 建て 所 農の 本 像と 安置し 所 六日

護國寺。山城。十日易の伊豫延震の卦祥より大衆  
 よい。十二日増上る大僧正の世の坊。山城印堂より  
 出所鎮守我と。徳圃一より。十官山十人番以朝  
 合意より印川副室なる所。留る所者より。小僧法華の  
 二浦より左馬の法再なる所。少人番以と。此は馬名を  
 以て。在馬と。此は。十八日肥前國高京の城に松平之殿  
 以て。右后陽通大炊頭と。此は。子阿波守忠雄家督七方と  
 と相續し。同城之と。此は。之殿頭と。此は。廿日東殿  
 山の所堂より。印語。廿二日易の伊豫延震の初九よ

其六より。昔紀伊大納言光貞御頼より。因く。陽通家相  
 法教より。其の家督と相續せし。執政河原右衛門正武  
 少左京右衛門長重印信と奉り。



甲府中納言法皇御下。執政戸田山城守忠房。小戸守相法  
 條より。執政右衛門相頼より。政直。河原守奉り。其より。其  
 廿二日執事。其合丹後守昌尹大後。の川邊。及東海道。延を  
 巡視す。八重姫君。海家の。初。延。其。所。家。の。元。及。其。之。成  
 之。諸大名。番。賊。を。執。り。て。嫁。装。を。助。く。廿九日。法華寺。觀  
 音。堂。より。印。語。廿七日。在。其。色。の。諸大名。番。賊。を。執。り

て八重姫君の嫁ぎと助く淀川の新橋と安治川と名く  
十九日易の伊豫延震卦の

六月二日易の伊豫延良の卦辞より大衆より言 皆既

左衛門定良 妻老して糸堂と名く ありて言 史判

髪より福を致むと云ふ 其利髪と許し 祿吉と

許しむ 祿吉の代官 富山平兵衛と云ふ 婦女を 一行迄

修しむ 故に致せし 故 六月瑞午の伊豫創の如く 七日

朝の秋え 但し 喬羽 米倉 丹後 昌平 必許と云ふ 八

日 東殿山の 伊豫 伊豫 九日 東殿山の

嚴有院贈大相國公の靈廟より言 九と云ふ 築三津梁  
院圓覺院と稱すよりして日向國 佐々原と云ふ 伊豫  
惟久人まといふ 十 官易の 伊豫延良の初六より九  
二より言 但し 久良 右左衛門 考案すよりと云  
し 下 同 ち 至 市 然 代 許 右 所 八 三 係 盜 賊 と 考 案 す  
と 云 知 して 同 様 下 左 文 代 廿 六 日 易 の 伊 豫 延 良  
卦 終 言 澄 波 必 言 松 城 三 松 年 澄 波 三 朔 言 ち 才 松 年 松 母  
石 公 三 也 新 田 ち 云 云 と 云 候 す 廿 六 日 小 善 信 但 秋 山  
而 申 之 儀 ち 子 ち 申 之 儀 新 田 氏 二 九 也 也 年 丹 新 三 年

浪人一人又者一人市人一名博奕の罪を以て流刑に交

は九八日同月山口縣赤松加祿赤石

林分裡に附ふは後高井上古左衛門大當但次赤井七郎

之儀中島直左衛門小姓但次赤井九郎同月同日九日

林分裡に附ふ

仙洞所 女流准后女所より歌書及器物と八重姫

君に賜はる 婿期迫ると

殿前より達する取なり 晦日九鬼萬之助隆直岩友政

大隅守隆直の遺恨一万九百石を相償す 山口求る

弘豊祖天政修理亮重貞の遺恨一万石餘を相償す 備後

國福山城之水野村と無早せし一説則施すれども先

祖の遺恨又因て水地由余る勝直の子數多勝政は新

一万石を賜て彼家と終つて厨人の子富久安を以て

孫と賜ふ御定方福田重右衛門追放せしれ私恨と

以て關死せんとして遂言取なり

六月二日易の沙條逆漸の卦辭より大象よりなる 六日

青山揚磨寺を留し使となり 松平直信より定濟後野

土佐守長徳寺守と仰ふ由後國福山の城を収む京極

經殿高武より 八日梶丸入 はしき 死しそ子ねさぬ故

の故僕小野君の 子ねされて日光の山殿高とねる

九日坊主文悦久貞流る 十日易の山降延漸の初六

より九より五 十一日八交非君水戸少納 吾字綱臣の

郎子隆家す松平揚磨と相隆来迎ふ執政河部君ねる

正武車と酒一 同ちをねねる政直貝相と酒一執

子秋元徳る喬綱供奉は 十四日河部多指書曲則

ふね馬の百八十の候持者と水戸少納 吾字綱臣の郎

子ねるす故郎より中山備前守同宗とねるす河

一門元英 兵府の諸大名 諸流 諸島 諸段 諸役人 寄合等  
登城して賀し奉る

甲府中納言綱吉 尾張中納言 尾張綱吉より二種二高尾

張大納言 尾張綱吉 紀伊大納言 尾張綱吉 徳川右衛門督吉

通稱長より二種二高と執せしねる外 執せし物四武の

一 十六日嘉祥の山祝倒の如し 松平内膳氏新

職松平主税氏新方松平揚磨と相隆松平大納言氏新

貞字對する 義方河達遠江守宗順松平伯耆守宣吉宣

治く嘉祥 十八日執政小室系信流る長室河部とねる



水戸部よりありおのる旨字朝臣八重姫君宰相綱條口系  
又藤中及信長等より少役と賜はる旨字朝臣綱條  
卿即全城河封禪款酬系御物件あり十九日  
内記長徳朝より同く陽道子和泉守長正家督二万石と相  
授け申定事は秋永近江守主秀由計と信長より執り  
秋元徳守高綱年命母後昌甲進止と承り十九日  
版令追加の條を領つ

一 娘方と孫姉妹方の贈嫁文と姉妹方と後方と種啓  
作同母方より准し

一 父母善ふと参州と種啓と御叔父姑と三つと七  
と版可多し

寛六月

北一白平紙後と光長と前年と領しれ時及の事ら  
れは武具と御物と宣富と近しとあり古之日易の所  
講延漸卦終焉 古之經典は八重姫君陽嫁の少役を  
り同口の詞をき動き終に岩根の松より娘山松葉ゆ  
御代のさあしとて子年の陰と並へ侍り是より翠の  
いろはく目あかりたる時とるを

七月廿日八重姫君降嫁の慶賀之輕籠の因縁と家  
元とのあしひ人 二日八重姫君の降嫁を祝ひて  
て

禁裡

仙洞所より左口三代 女院所より 黄金橋着准  
所女所より 岩田進せり 所臺所之北尾若公室  
姫君も各名物多を賜り 二日所詔書の法士蔵俸  
六百石より約多と六百石七人 改て采色と約す 七日  
赤知姫君早世音楽を停むると二日酉時傳通院

又尋ね知法院と号し 八日東殿山 所臺の代参候  
羅毛所より祝儀 諸大名法曹法渡人等 威奉吊  
九日知法院君の追福法中 傳通院を執行 十  
一日法親井上太知正岑所番真白絹千枚を賜ふ  
十八日麻布新海と用くと同く 鎌口信澄も重能人等と  
あす 廿一日高家太友道江義孝所使と奉て上落八  
重姫君の所祝と因て

禁裡又左口白絹綿着

仙洞所より左口白絹綿着 女院所より白絹綿



棟徳奉河柳波出羽守保明人史とおや一松平彦摩  
と隠貴執り秋久但る高綱寺社奉行井上大和守正  
岑同日水野権十郎六卿より小菅清康の他氏布施  
長つる正房小菅清康の近後年十郎曲副伊江守  
着中易の伊藤延忠の卦禱より大衆より十  
四日同日甲斐守長吉忠の書法奉行と時使多田権  
之流ら江とある 十八日大目白仙石伯耆守久尚時と秋  
砲のゆと書あり書入二十一人 十九日易の 伊藤延忠  
の初九より九二とある 廿三日丹後執事長吉善文

坂方系方長次郎遠任十家七百名條と相續し一具列  
二市松の城とある鷹司右大臣兼熙公下着東叡山  
中堂

勅令の法よりあるはさよ因てり執政小菅系依海守長  
そよ家吉良上卿及家央御使ときて注て 号ふ 廿  
五日中山大納言尾形口下着  
勅令ありはさよ因てり執政小菅系依海守長  
吉良上卿及家央御使ときて注て 号ふ 廿五日  
中納言基勝口 号ふ 廿五日 廿七日鷹司右

大臣兼照公受殊虎而門治良慈法親王中山大納言  
頼朝園中納言基徳口長と殿上人等之 城、所封  
願 九日東叡山中堂中納言正遷中柳次女好子保明  
秋久徳高高納 井上大智正岑等長中保明不所  
院を揚く延暦の先蹤なり 晦日易の 伊豫延考  
新抄

九月三日東叡山中堂

勅令の供養あり 寺詣あり 徳圃しりふ令  
式より早且よ小音夢と書す神分ちる辰の刻よ

集會の種ありとて、外記中京師庸史を平心  
て治郎玄蕃の標と違つ願そ 庶僧各集會の所よ  
系者以 威儀師 在ちよ多しそ 行けり 行ぬ己の刻よ  
勅使中山大納言等親口 兼よ 磨目 在ち大臣兼照公園  
中納言基徳以下のお師者等 礼多と後一 振  
舞三節なり 次よ 上官者等 次よ 出所の次 爲 爲 中  
す 次よ 或は 中京庸 致 深 正 大 弘 光 爲 中 次 又 檢 非  
違 侵 大 名 眞 弘 爲 中 寺 威 儀 師 先 行 して 庶 僧 集 會  
の 所 と 記 へ 治 郎 伴 友 治 玄 蕃 紀 秀 確 率 以 て 極 の









教所川を為す伊氏安處初書を主致古く水世を為す  
右盈松年志摩を直丘松年海山右正久古井或は抄博利  
右之宅傳書を庸破酒井右見右宗堀田右宗右高柳生  
傳書右宗右松年因幡右定遠石川下所右勝之志郎  
月孫正長春右多遠右武田村下孫右滋頭増山對右  
右正任海井伊勢右右院松年右宗右宗實山田切右佐右  
右利阿右遠右右房右門右伊右宗右令大久保保良右右  
増城田能右右右之中右大陽右西右右右 曰右磨右司  
右大右兼右云曼珠院右右右右右右中山大酒云

篤祝御園中酒云是條々 日煙右中右輝光朝臣宗川右  
少右是兼朝臣押右右右右右宗右朝臣右山右右右基董  
朝臣右右右中右通流朝臣右交柳右右右權佐時香朝臣  
町能右中右兼量朝臣清園中智大捕右右朝臣右右種右  
中右保光朝臣右山右孫右孫右朝臣右内源右大孫右水朝  
臣右入右孫右相高朝臣孫孫右孫孫人兼光朝臣右等右京  
右多右不孫無右 右日中山園右下孫孫の順と端右  
六日中堂の額を瑠璃殿の二字  
宸筆と深きふ。今日副右右右右右の氏孫右天右

風烈安く地内の東偏と延統して東叡山より  
嚴有院贈大相國心の重慶殿燒亡中堂ハ恙あり七日  
伊豆の流車厨の流大石流高次法政人等城して所  
氣毛と向ふ

嚴廟員あり城あり 執政戸田山盛と古昌  
嚴廟再建の流あり

初令より同て下向せら殿と人地下ふ話録より  
罹りゆへ 黄令と揚ふ 九日幸陽の事説例の如し

十日伊豆と松平紙後より長細川御侍より徳利松平と侍り

其處 佐竹古多より又殿宗討りより真より  
火災より罹りしと信ぬ 十日松平安藤より洞長

嚴廟の 菅建より人まよあり 十二日鷹司左大臣兼  
曼珠院より流良徳法親王のあり中庸と議あり 御自

身の能あり 十八日松田法隆より市より仁賢保源九郎石  
丸程より大久保長より教より但小幡吉三流水際新松平  
よりあり相美より但素山十郎より小田切吉作より通利より但長四  
郎より大井正十郎より水井より徳子より但吉屋より長七郎  
より大久保長よりあり右流より但時吉十郎より又小原討りより氏流

但設樂吾良馬乃丹由松助酒井伊勢守右衛門但母相  
乃良馬乃松田由近嘉成、但細井六郎三條儀久之乃形  
氏古伊守直治、但戸田三郎三條利綱伊豫守直成、但遠  
登新之守志井三條河部遠江守正房、但井上朝貞  
登山以馬、大久保清隆守教福、但高橋七郎右馬頭  
八之松平近江守信用、但曾我又良馬、山田治守右衛門  
守後守右守、但大久保守清、設樂之守戸田對守守氏  
汎、但柳原八三條構豐、中右馬頭七郎甲斐守徳重、但那一  
毛打母赤川合右馬頭守火守場、同日、正日松平備前

守宣富、今令一守と湯、細後守光長、宅大守、四郎右  
守、廿二日易の、伊豫延、張の卦、祥なり、大守、よ、く、  
守、家、山、民、於、木、基、云、伊、段、と、弄、て、上、洛、と、東、叡、山  
中堂の類、  
宸筆と深、あ、ふ、と、紙、御、一、ふ、紙、物

林五理

仙洞所、新、た、白、綿、白、絹、と、就、一、ふ、  
如、院、唯、后、女、御、守、白、絹、綿、と、進、一、ふ、廿二日易の、伊  
豫、延、張、の、初、六、九、二、ふ、廿六日、漢、院、二、伊

活 廿六日長崎より河津上流まで打込家後馬吏移り葛  
宗子通目して紙圍の貨物とあり山入道とありて開つ  
晦日易の 伊豫延縁卦河津中堂の慶教獄囚十六人  
十月朔日河津院南庭夜久島使あり向寄右石門監西  
河津院書院後よりあり 二日板倉頼貞重目 山内性徳と成  
三日島友長つるまはり又敵討りさき負つ建候 二日京  
ろと相續し使申山松山城とあり 四日渡島より 河  
活 十日立橋の河津 十一日易の 伊豫延縁の卦解よ  
り大島よりあり 十二日松平宗隆より河津卒す 十三日

執事米倉丹後より昌尹京畿より帰湯す 十六日大久保  
加賀より右朝延近子河津より右宿家督十一百二子百二十九  
石と相續し河津金山田原の城とあり 二男あり  
教宗より新田より右三男河津中堂より教信より河津より  
十八日河津より河津より河津より河津より 十九日易の 河  
津延縁の初より九よりあり 廿七日増より河津より 河  
成 廿八日河津より河津より河津より河津より 河津より  
廿九日易の 伊豫延縁卦河津より  
十一月朔日大久保河津より右宿雁の間河津の上屋より河津







す

甲府中納言細谷卿、家目井上内記正方遠江守に  
以て所出院書院戸田對子守所流新島以て田舎に  
病免廿八日親系なり。稲垣安齋守主定同共守守  
寛大久保保良守守守同市十郎常春菊同守候守  
晦日所長明守同守所流守所流守所流守所流守所流  
段人登城守守守守守守守守守守守守守守守守守

常憲院贈大相國公實記卷二十

元禄十二年己卯 御年五十四歳

正月朔日 辛未より 年頭の所禮式のみ。三日御謡初  
例のみ。松平中勢が備昌平初々着坐す。六日僧院社  
大年頭の所禮例のみ。七日七葉の所禮例のみ。八日  
紅葉山の所堂。所詣東嶽山々造営未所又所後様  
と因て十七日の所詣なり。新島守所守。十日具足  
の所禮例。のり執り米倉丹後守昌尹加禄二千石小姓  
組番取大久保長守守守守守守守守守守守守守守守守



定小姓巡番所より河村同次久員右左衛門 幼定幸行と給  
使番水野之水新番所より連歌無行武の如く春の海  
の岸やふ世の松江流 昌億 柳の緑も長江の水 河  
日と深く朱北野を舟渡晴く 銀尹 廿日紅葉山此 河  
堂に執政小宮系佐後守を重代系 廿四日増上寺の河堂に  
浄福 廿五日護持院に河成 廿八日史洞松平里在馬河村同  
河より寄合高泉若馬史洞と給 幼定幸行松平近江  
多重幸同日林及中 長崎を巡視す

二月初日日光河村公辨親王年頭の河村顔倒の如く

但河後様と因て日光久能の河宮の後候とて 頂戴  
しむなり 四日板倉新母重若位別より侍中右庭瀬より  
移り退治の河化祐天丈岩寺より侍す 二十九日尾居の河頼より  
因て破格の御世給と 七日史洞陽月より康傳と賜て千  
石の者より三十人扶持あり 二石の者より四十人扶持 二石の者  
扶持あり 廿九日柳原出陣より保岡より侍す  
河成 十日番入十一人 十二日河苗より尾田河内より一輝光免  
十六日河書院番河村誠伊豫守直成河苗より侍す 小姓池  
番河松平忠房勝藏河書院番河松平 鏡重河松平

赤坂大馬小姓但番頭とあり 廿二日火災ノ罹ル町人ノ米  
二万俵と賜ふ 廿六日杉平石屋支 禪負ノ亭ノ御成  
廿七日叙爵二人化子あり 小幡三郎右馬重直傷中より任  
寸小幡活字ハ但江東條源右馬長時任後より任す  
嚴有院贈大相國公の宮席營建の勞あり 山田幸以久永  
丹波守重高病免 廿八日目付水野控千郎普清幸以とあり  
使番源理年入山田幸以とあり 杉下右馬又盜賊考  
嚴有院贈大相國公の靈廟上棟執政戸田山藤右長昌執事  
廿九日

秋元但馬守喬朝承命丹後守昌尹兼松平安藝守綱長着  
坐

三月三日上巳の節祝例の通り 五日増上寺方丈ノ御成

七日

嚴有院贈大相國公の宮席正遷望執政阿部左衛門後守正武  
代系 八日供養執政土屋相持と政直代系 十日御除  
殿日光寺門跡公辨親王御封額懸高石坊主宗碩失心ノ  
て山口求る弘孝と頼朝ノ 十一日高家品川を命あり  
伊氏日光山の年頭使とあり 御成今日ノ及命あり 十七日

紅葉山の御宮より年頭の御清御後より因て今日より及座り  
廿日高家品川豊前守伊氏日光山より帰湯と廿日易の  
御清延海の初より六とよむ廿二日立花民部長當父故  
之孫種明の遺願一万石を御後守後地は柳原伊織病  
免廿六日大番中多弾正少將左清の組山中加と侍より  
大番河部志摩守心方、組山中無言侍勤番と免より鎗術  
と免より侍て人少教ゆと因てなり養者番松平貞化より直  
を後と免より後免列す廿七日日光山門治ら無祝より  
坊より御成廿八日之宅侍ある康雄河部飛弾正正喬奏

若と那方寄合侍ある之孫正伝就後号安後免頭と那方目  
付者と京十右衛門守と那方歩士頭より根より那方水師小  
左馬頭新番組江曲園市と侍目付と那方少番侍秋山十右  
馬寄合杉浦之九郎少姓組沼井少年次河書院番と那方勤  
之免荒木十右衛門侍書と那方廿九日内田之孫正編後免出  
羽子正就の連任の内より之免と那方後守より那方二男を  
親子正長と那方と之免と世と那方分知す奥治柳生侍前  
守と弘劔柳侍りの為勤番と免より晦日易の河津延  
源卦河

四月廿日小幡池土倉島助伊呂波中根守島歩士取  
り 二日少石川 河原 而成 四日勅定奉行 稻生  
下中子正照病欠 六日大月日 神尾留前子元清老欠七日  
大番礼原渡頭長古島 松継之 二條裡門前頭より新  
設より山七石島 松本市邊より此のより十強回公二十人  
ほしと分けて与人の隷属す山七石島より欠り 松継  
除く大月日安藤流後より至云驛道のよりと云々 九日山王  
の祠より伊呂波伊呂波 同日より及へり 十日大津の莊  
奉行を廢して 莊を代官の隷属す 十一日易の所儀延節

の卦辭より大衆より 十三日

甲府中細云細豊御尾張中細云細誠 紀伊中細云細教  
川水戸宰相細條々 是より松本在るより又頼純松本松澤と  
是より松本内務頭頼誠松本播磨守頼隆松本大寺頭頼貞  
松本能也より之松本紀後より正容酒井雅樂頭志奉大久保  
長政より右備前守頼貞頼貞頼貞頼貞頼貞頼貞頼貞頼貞頼貞  
正春酒井内通氏右相本松本頼貞頼貞頼貞頼貞頼貞頼貞頼貞  
伊自身能あり 十四日西丸所前より 戸川留前子安原助  
定奉行より同日中心寺より加藤守右石大佐所奉行と

正統新番に中根平十郎西九河留居とあり小姓組の組  
頭中多平たか新番にあり小姓組井上助進目付とあり  
十右島津在京惟久の領地日向國佐多志と隆吉と城と  
在京惟久と城とあり十八日易の所降延節の初九より  
二十日あり廿一日東叡山の所堂又所降廿一日護國堂  
所降廿二日大番之校能や守貞の組川窪傳兵衛久心  
て高月六日小田原の歌よて同僚叔系傳兵衛川崎治兵衛  
つと又傷兵衛取茂沼織部とあり廿一日後子親吉  
堂又所降廿二日易の所降延節卦跡と廿九日京極

之語之羽陽退子之殿高之室曾一万千五百甲石存と相  
降一ニ男外記とあるとふつ吾邦歴代の  
皇陵元弘以後大乱久く止まずとふと荒廢して之を新と  
あり以想童牧馬の為と蹂躪せしむ  
神祖戡平の後治化盛隆して廢縣一絶と終る所  
小政漸と舉行はるし一かとも獨此建白とありの如く其  
所治ありしと感一思召とありて去比所領と  
代官和領と西之城と命して訪搜せしむ悉滿羅城  
設て撫探とせしむと當月とあり

命の如く孝章と云ふは京都所司松平紀伊守伝茲  
より注進す

神武天皇の陵大和玉高市郡畝傍山ウチノの東北

綏靖天皇の陵同玉同郡桃花田丘ツキタノウラカ今畝傍山の尾崎

地名と云ふと云

安寧天皇の陵同玉同郡畝傍山の西南御陰井ミホトノ今吉

田村の東南織沙山マサコ内安寧山と云正しく畝傍山は

西南に當り

懿徳天皇の陵同玉同郡畝傍山の南織沙溪マサコタニ今東方織

沙山ありと云古と真如古と記す

孝昭天皇の陵同玉同郡葛上郡博多山今三室村あり波加

もとは波もくと記す

孝元天皇の陵同玉同郡高市郡劔池島上

孝安天皇の陵同玉同郡葛上郡玉手丘上

孝靈天皇の陵同玉同郡片丘馬坂

開化天皇の陵同玉同郡春日イサカハ坂の上今奈良の町

念佛寺といふ寺の境内なり

垂仁天皇の陵同玉同郡菅原伏見東

景行天皇の陵同國城上郡山邊道上今山邊郡上徳村の  
東王墓山あり城上郡と道を隔ツ因革の不同なり  
成務天皇の陵同國志記郡<sup>サキタラナヒ</sup>狭城有列池の後今超昇寺に  
石塚山あり

仲哀天皇の陵同國志記郡<sup>エガノナカノ</sup>惠我長野西今錦郡郡七世  
莊上原村あり因革の不同なり

神功皇后の陵同國志記郡<sup>ニガハシ</sup>狭城有列池上今超昇寺村  
あり

應神天皇の陵同國志記郡<sup>エガモ</sup>惠我藻伏山今古市郡岩田

あり因革の不同なり

仁徳天皇の陵和泉國大鳥郡<sup>モスミ</sup>百舌鳥耳京今舩松村中

筋村北庄村湊村の交境あり

履中天皇の陵同國志記郡<sup>ニガハシ</sup>同所南今上る津村あり

及正天皇の陵同國志記郡<sup>ニガハシ</sup>同所の中今筋村北庄村交境

允恭天皇の陵大和志記郡<sup>ニガハシ</sup>惠我長野の今今國府村と  
あり

安康天皇の陵同國志記郡<sup>ニガハシ</sup>同所北今伏見西

雄略天皇の陵同國丹比郡<sup>タチヒ</sup>丹比今鷲原今今島原村と云

清寧天皇の陵曰古市郡坂門京今石海村あり

顯宗天皇の陵曰古葛下郡傍丘カタラキノイハツキ繁塚丘ハツキノの南今片岡平野村あり

武烈天皇の陵曰新の少片邑平野村の行忌山あり

安閑天皇の陵曰古市郡古市高屋丘

宣化天皇の陵大和郡高市郡身狹ミサツキ挑ツキ花鳥坂上今古市村

と云義佐武佐為山と記す

敏達天皇の陵曰石川郡河内磯長尾

用明天皇の陵曰新

崇峻天皇の陵大和郡十市郡倉梯岡クラハシ

推古天皇の陵曰石川郡磯長山田イソナカ

舒明天皇の陵大和郡城上郡押坂

孝徳天皇の陵曰石川郡大坂磯長

新明天皇の陵大和郡市郡越智邑上コチ

天智天皇の陵山城郡宇治郡山科

天武天皇の陵大和郡市郡檜隈大内ヒノクマ

持統天皇凡回新又合葬今云檜新村

文武天皇の陵曰不安古岡今安古岡の名紙也



元明天皇の陵同本所上郡系保山今之山と祀  
元正天皇の陵同新の西今之山と云ふ

聖武天皇の陵同本所佐保山南

睿帝の陵今所本所十一箇村あり

称徳天皇の陵大和所下郡之野

光仁天皇の陵同本所上郡田系系

桓武天皇の陵山城本所伊那系

平城天皇の陵大和所上郡揚梅今所本所起昇寺

村系上郡界ぬと云ふ地字をいへやけ山と云ふ

嵯峨天皇の陵山城本所本所嵯峨山北今之尊院清涼  
寺南陵あり

淳和天皇の陵山城本所本所物集村

仁明天皇の陵同本所紀伊郡深草山今之深草安樂行院寺  
堂陵あり

堂陵あり

文徳天皇の陵同本所葛城郡田邑

清和天皇の陵丹波國水尾山今山城本所隸村

光孝天皇の陵山城本所葛城郡田邑郷立屋里少松系今

少松里と云ふ

醍醐天皇の陵山城小宇治郡磯部寺後の山科と号す

朱雀天皇の陵同磯部寺あり

冷泉天皇の陵山城小極中寺の山側

圓融天皇の陵同圓融寺北の山に火葬して御骨

正村上山に葬む今大徳寺の境内雲林院村あり古圓

融寺の地なり

白河天皇の陵同小愛宕郡高岳山の東麓に火葬し

御骨香隆寺に葬る後高岳の塔中に葬む

鳥羽天皇の陵同小宇治郡安樂寺院に土新御堂と号す

崇徳天皇の陵讃岐國白峯

近衛天皇の陵山城小宇治郡高岳山の西麓に火葬し

御骨同皇院常行堂に葬る後高岳の東麓に福院

の塔に葬む

後白河天皇の陵同小蓮聖院法花堂今所法院の

境内法住寺あり

高倉天皇の陵同小赤山清閑寺

後鳥羽天皇の陵同小海辺郡荊田郷の山中に火葬し

御骨同山城小大原法花堂に葬む

土御門天皇の陵阿波國大桑一御骨と山城西山金  
原法華堂と存む今後後二尊院と陵あり

順徳天皇此陵佐波小難太郎向御と大桑と一御骨と  
山城小大原法華堂と存む今後三尊院と陵あり

後堀河天皇の陵山城小觀音寺と葬と一とも今嵯峨二尊  
院の境内後法華院と陵あり

四條天皇の陵泉涌寺とあり

後嵯峨天皇の陵龜山の別院美子院と大桑と一御  
骨と淨金剛院と存む後又西山金原法華堂と存むと一

一とも今嵯峨二尊院とあり

龜山天皇の陵山城國龜山と大桑一御骨と南禪と一

存む

存む

後宇多天皇の陵同小蓮華峯寺

後二條天皇の陵同小白川

花園天皇の陵同小妙心寺

後醍醐天皇の陵大和吉野山禁裏天皇

光嚴天皇の陵丹波小園山の後

光明天皇の陵振津小勝尾寺

後光嚴天皇の陵山城國泉涌寺に火葬して御骨と深草 仁明天皇の御堂に在り

後圓融天皇の陵同く泉涌寺

後少松天皇の陵同く

後花園天皇の陵同く悲田院

後土御門天皇の以来の陵同く泉涌寺にあり

神武天皇より

後花園天皇よりありて百三代重祚二代と安徳天皇

と除き外百陵の内

崇神天皇

仁賢天皇

繼體天皇

欽明天皇

陽成天皇

宇多天皇

村上天皇

花山天皇

一條天皇

三條天皇

後一條天皇

後朱雀天皇

後冷泉天皇

後三條天皇

堀河天皇

二條天皇

六條天皇

後深草天皇

伏見天皇

後伏見天皇

崇光天皇

称光天皇の陵合て二十二陵を湮滅して其所を

跡存るるモノ七十八陵の内十二陵を舊垣あり六十

六陵ハ新垣と垣籬と設く此外阿波國麻植郡木屋平山

一所同國三好郡白地村雲透寺の内一所

後龜山天皇の陵なりと云同郡勢力村天皇居取山

一所同國板野郡大寺村金泉寺一所同郡里村一所

淡路三原郡中島村一祈王祝神と號以同本津名  
那柳氏村一祈合て七祈占的の陵と云ふと云ふ  
或いは南朝の諸陵を記し置けしもの同く諸界と  
云ふ

六月朔 百人部改漢口修理大目有と云ふ小姓部  
部改松平信重傳中事行と云ふ小香清神尾た云  
傳少姓部の部改と云ふ 二日譲事行大久保氏三郎  
老免 六月朔年の部祝例のとし松平氏系を頼  
純の子と云ふ物部以上の中事部候と 六月朔の部

海庭中宗部傳より大なるもの 八日東殿山の部堂  
御指十一日山石川少殿と云ふ 十三日老後玉部傳  
乞利部高久隱退善子因防高員家督二万石相  
傳す日傳と云ふ 南部右近通伝義成遠江直政の  
伝二万石と云ふ 陸奥國八戸領と云ふ 十日易の  
御傳庭中宗の部九より六と云ふ 十日寄合横田甚  
馬百人部の部改と云ふ 御上院番能部市十郎小姓部  
の部改と云ふ 十八日奥防之道巴幸益追放廿日所小  
姓前田傳と助中興と云ふ 善清部以甲斐伝在者部

炮と考覈其 廿百易の 沖津延中象卦終其 廿百  
柳皮出羽子保明亭元の 亭元 所成 廿百易の 沖津延小  
過の卦辭より 大象より 番入十一人 廿九日 淨土宗本  
誓寺願二十石と 階の  
六月廿日 執政少左京行藤子長重所任をより 尾津中  
納言綱誠御の病と伺ふ 執事秋元但子喬綱入参を  
ゆふす 其外 執政執事 奥近所等 命を蒙りて 系  
頭未刻 徳誠の 逝去 執政古屋お徳子 政直所弔役  
とより 徳川右近衛督吉通羽長の 郎は 系の 音楽

以停新し 七日 菅繁休停より 二百番入三十三人 六  
日 御家門元五府の徳大長 徳番氏 徳没人 芝城 御  
氣也と伺ふ 所弔役 寺尾番氏 松平近江守 佐周  
甲府中納言 徳吉御の 亭元 系の 小姓 徳番氏 大久保を  
ある 右庸ハ 水戸守お徳條の お徳吉京朝臣の 亭元 参  
於日 松平典正 吉忠ハ 松平珍保の 系の 郎 所使番  
福系の 系の 松平保子の 反 親の 郎の 系の 参者番 黒  
田甲斐守 長重ハ 尾張守の 系の 大納言 光友ハ 松平お  
雲子 系の 系の 所使番 荒木十左衛門ハ 紀伊國の 系の

大納言光貞卿中納言綱教卿を弔ふ同枚浦兵九郎、  
常陸守を弔ふ水戸中納言光國卿を弔ふ七日執  
政河津を後と西武河津使に弔ふ御番奥白銀千枚  
以徳川右兵衛督吉通朝臣の邸より均給す。十二日  
枚浦兵九郎を後と弔湯中。十三日中納言  
利久の任地羽州の内碓碓取より同く御番奥の内  
換賜ふ酒井雅樂氏を弔ふ家持酒井氏を弔ふ。百七  
三日。十六日御祥の御祝例の。十八日御祥  
秋田を後と佐竹修理大夫を弔ふ。十九日易の

御儀延小過の初六より九日迄。九日馬田甲斐  
守長重尾州より帰湯に奏者番松平對する昭因  
頼て免す。十日易の御儀延小過卦迄。  
新番延小過雲八日付林を弔ふ。長湯を弔ふ。と  
増員す。

七月二日易の御儀延既済の卦辭より。大衆を弔  
於む町野酒を弔ふ。尾州より帰湯。七日御祝  
例の。九日御廊下番大波を弔ふ。御中より  
小納言礼日向を弔ふ。悪事を理するの罪不致の罪



と云て松平飛騨守利直に就りて十日徳川右左衛門督  
吉通朝臣又中細玄徳城門の家督と相傳へ執政  
戸田山城守忠昌 御使とす

甲府中細玄綱を御より執政所領を存留正武水戸  
宰相徳條御より同少左衛門守長を 御使と  
まて山事と告ぐ流人伊奈兵右衛門守友初始  
又配流の時追放する由より又と共に遠島に配ん  
こゝに就く由を兵右衛門守より後と遠島より  
ゆへ本科追放は後と追放も彼ら忠思と感へ

思ふに依て教さる 十二日使番所御酒と忠新番氏  
とある 執事年合丹後と昌尹卒す 十日右田宗勘  
飛騨伝書又故和泉守合清の遺儀一石ふや百石餘  
とある後一と申す右田宗勘とある 十二日易の  
御儀是既済の初九より九二よりある 廿七日同上既済  
卦あり 廿八日御少姓福地對するも重富執事と成  
八月廿日御説例のこゝ 二日九鬼大和守忠泥水御  
教す長 御少姓並とあり 四日易の御儀是未  
済の卦辭より大衆とあり 八日御使清より同く貧民

雇傭のきめを都より集部より郷里まで治むるは  
この輩より路費は賜ふ 十二日易の河津遠未漸  
の初より六まで 十三日徳川右左衛門督吉通朝  
臣後三位を叙し中納言に任じ 十六日右陸奥守の  
城守中納言同様に宗資卒に 十七日音楽を修し  
十三日 十八日後醍醐天皇 城より河津まで  
伺ふ 廿七日  
仙洞所より治むるに徳永治ある昌清病歿 廿八  
日日付山中より山にあり 氏後加藤と白石

仙洞所より治むるに徳永治ある昌清病歿 廿八  
日日付山中より山にあり 氏後加藤と白石

九月三日當秋大風雨是穀粒亡く織氏あり格よ建  
議より一々云ふに成大月日仙石伯耆より久尚所奉  
行保田御ある宗卿勅定に萩京近江より宗奉に  
四日大風雨所々粒亡く多き故都下の是穀石多きを  
郡より米穀を蓄りて貯る運漕に便しと云ふ中  
よ當年より米秋よりむれ郡に送給去年の如く一  
送給より云ふに法大右衛門代友より命す

六日再會之計以昌明又故丹後昌尹之遠征の内  
一萬二千石と云後以之為名ハ弟之申右衛門と云ら  
る由ハ九日重陽の祈祝例の如ク十日執政戸田  
山城守右馬守率以執事如後越中守明英本多伯耆  
守山本  
所其祈之礼凡若玉姫名の祈用と云る 十一日音楽  
以停ふこと之日 十二日承教並に金銀織物と  
云ふ事より云ふことと云ふ事 十三日長途車  
大島雲八也 叙爵して伊豫守と云ふ事 十八日

易の祈禱延本祈外禱と 九日易に祈禱延上繫  
禱第一章乞改剛柔相摩と云云より云ふ事 清徳  
板橋源平赤色と云ふ事と云ふ事 因て色と云  
けり 廿六日復坊院又祈成 廿七日去九日小姓地小  
之京長つる長定、徳固、中、之、清、達、中、少、伊、達、次  
作、村、和、相、逢、一、又、伊、化、と、村、和、の、列、を、衝、突、一  
多、事、と、云、後、名、ハ、中、之、清、と、把、持、中、ハ、中、之、清、カ、と、後  
て、撃、拊、へ、け、お、六、人、集、て、ハ、中、之、清、カ、と、大、集、ふ、伊、化  
守、村、和、ハ、肩、輿、と、云、一、其、事、と、云、一、其、已、カ、事、と、云、







右子履は之を授け給はる人但授け給はる中河内守の可  
被張はる大守の守りては侍人

一 法書院 法書院布衣の守りては河内守中奥の書院  
之守りては侍人子履取一人授け給はる人  
一 子履の守りては侍人

一 子履の守りては侍人  
一 子履の守りては侍人  
一 子履の守りては侍人  
一 子履の守りては侍人  
一 子履の守りては侍人

一 醫師の一人子履取一人授け給はる一人書院の一人雨

天の守りては侍人

一 河内守の守りては侍人

但河内守の守りては侍人

一 河内守の守りては侍人

一 河内守の守りては侍人

一 河内守の守りては侍人

一 河内守の守りては侍人

一 河内守の守りては侍人

一 河内守の守りては侍人





家先用人ノカ又者

右ノ事トシテ内ノ所ナリニハクハ以テ其ノ事トシテ  
儀ノ上

六位段人ノ上ノ事祿ノ多クニ随テ口限ト賜數  
ト百名以上百枚あるはト百二十枚七百名以上百六  
十枚あるはト百九十枚あるはト二百二十枚ニ多  
クハト二百四十枚ニ多クハト二百八十枚ニ多クハ  
ト三百枚ニ多クハト三百四十枚九多クハト九十九百  
九十九多クハト三百四十枚六位ノ装束ヲ許シ玉

トぬ段人番礼ノ八令ト賜ハ百名ニ十有百有年二十  
有二百名ニ十有二百有年二十有二百有年二十有  
十有百有年二十有百有年二十有百有年二十有百有  
有百有年二十有百有年二十有百有年二十有百有年  
十有百有年二十有百有年二十有百有年二十有百有  
有百有年二十有百有年二十有百有年二十有百有年  
有百有年二十有百有年二十有百有年二十有百有年  
有百有年二十有百有年二十有百有年二十有百有年  
有百有年二十有百有年二十有百有年二十有百有年  
有百有年二十有百有年二十有百有年二十有百有年

二ふち百七十四為 二ふち百七十四為 二ふち百七十四為  
八ふち二ふち百七十四為 二ふち百七十四為 二ふち百七十四為  
ふち二ふち百七十四為 二ふち百七十四為 二ふち百七十四為  
十億五千四百九十九 十億五千四百九十九 十億五千四百九十九  
為三十億五千四百九十九 十億五千四百九十九 十億五千四百九十九  
十一億五千四百九十九 十億五千四百九十九 十億五千四百九十九  
百九十九人の部 十二日支 門跡と辨教との部  
十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億  
り慶元志進退の家への部 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億

本意の百人部の部 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億  
そふち百七十四為 二ふち百七十四為 二ふち百七十四為  
八ふち二ふち百七十四為 二ふち百七十四為 二ふち百七十四為  
ふち二ふち百七十四為 二ふち百七十四為 二ふち百七十四為  
十億五千四百九十九 十億五千四百九十九 十億五千四百九十九  
為三十億五千四百九十九 十億五千四百九十九 十億五千四百九十九  
十一億五千四百九十九 十億五千四百九十九 十億五千四百九十九  
百九十九人の部 十二日支 門跡と辨教との部  
十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億  
り慶元志進退の家への部 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億 十億

近 六日 養老者 尚 河 於 苑 輝 正 高 初 知 一 百 五 十 社  
奉 以 之 於 河 書 院 高 氏 大 久 保 長 子 之 教 重 師 例 凡 之  
外 日 白 洲 川 在 波 中 相 留 地 以 遠 山 又 中 相 同 書 院  
と 多 少 家 生 以 心 國 十 三 條 有 馬 之 慶 席 下 書 院 と 多 少  
大 書 院 氏 大 久 保 長 子 尚 陸 地 以 之 多 少 凡 九 日 澤 倉 光  
明 寺 住 持 之 人 白 土 塔 寺 之 轉 任 任

十月朔 三九 少 用 人 森 長 右 衛 門 賴 利 叙 爵 以 河  
内 守 之 任 以 二 日 易 凡 所 議 延 上 係 祥 之 外 之 章 之  
多 少 六 日 執 事 秋 之 但 馬 之 為 羽 執 政 之 於 大 奧 所 用

英國 計 之 掌 之 臣 故 の 外 一 書 社 奉 以 養 老 者 井 上 大  
和 守 正 定 執 事 と 多 少 小 姓 但 馬 氏 河 井 任 務 之 右 院 師  
書 院 番 頭 と 多 少 小 姓 但 之 但 氏 河 井 七 日 小 姓 但 馬 氏 之  
外 凡 之 但 馬 氏 河 井 氏 武 部 氏 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏  
日 月 之 外 小 姓 但 長 田 氏 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏  
外 小 姓 但 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏  
院 例 の 外 一 秋 之 任 務 之 為 網 羅 凡 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏 河 井 氏  
上 列 之 外 十二日 易 の 所 議 延 上 係 祥 の 外 之 章  
十三日 養 老 者 尚 山 攝 之 磨 之 幸 得 寺 社 奉 以 之 於 養 老 者 之

のし書院番を丹久中少姓の地所あるは上院  
番野一頼母石院殿の地所は但云候集人自坐た  
るは番とある 五日合中在殿の中更は少姓  
とある 廿六日松平右衛門又輝貞の事 所成寺  
社名の所より知なきより地所より多し松平殿許と  
ると 上院あり 廿六日松平陸奥守綱村の事 同て  
貞徳寺村和と綱村の所より轉地せしめ之候事二  
方より綱村の返揚候 廿九日真言宗の信忠懸自分  
後西院天皇の御事なりと云ふ候御事 証曖昧なり

の圓石川貞徳寺の地所あり 晦日易れ 所成延上  
係禪寺の章頭諸仁藏諸用の段より  
土月朔日あるは水戸が将右少納言の室八重姫君所遣黒  
丸は少親の易の 所成延上係禪寺の章頭 九日大  
決内結基貫七次安人資親少姓並に候 十日増上  
寺方より玄傳通院門考靈岩寺吟達靈山寺意哲福  
随意院番及僧十九人と事候也 城守殿と同番に 五日  
火燭を止む候御事の指籍とふ割候段と云集てを候事  
廿二日易れ 所成延上係禪寺の章頭 廿九日易の

御膳延芳八章擬之而後言の段より小書清純の旨を履  
表す家とあるは指同の意なり。御膳延とあるは御膳  
之に治地取次を中納言の盜賊と考案するものと見ゆ。下  
八の表す家島山御理延寧横所或は自願之旨を家利  
後を陛下の位に補は自願ハ見ゆ。一任一職寧ハ下  
位より任は御膳延長八章御膳舟を以て向舟の監病欠子  
一任は御膳延中納言小姓お出之申出候とあり。正九日易  
の御膳延上係御膳舟八章御膳舟舟を以て向舟の監病欠子

任職代類

十二月二日柳沢忠房を任明り亭より御成保明り子多郎  
安暉は口位下より叙一職あり。任す。右執政秋元但馬  
守喬胡は口位下より叙一職あり。御膳延上係御膳舟九  
章大所の親の位あり。十日靈仙院より一月回志執政  
秋元但馬守喬胡増上寺代系御膳舟百枚とあり。未  
だ。正十日叙爵小沙汰板倉親負重同任職あり。任  
水地敷子勝長隠政より任は。垣部守中廣慶播磨より任  
才仁賢保子孫誠成甲斐より任は。足利九郎次郎政倫前

十三日大目月前田安能重勝老免 十六日西  
九市苗多指田中徳与宗利大目月多後地折丹市  
左馬前九市苗多指多 十八日易の河津延下九章  
源与松平大助頼雅信定位下叙一得後補山城多  
位守陸奥國盛岡城之由信信子行信筑後國柳井城  
之立死死輝与宗尚後信下叙叙爵十七人各河國  
園邊城之水野之水忠之監物と稱下野國右田京城之  
右田宗勳信信信信多任以福系丹後与正道子守  
右衛門正知更信多任以服飯信信与安照子之後安信

任以与任以少姓池毒根平与以島則来石久守  
任以同戸田七内正信信多任以与同日溝口信信定就  
任以与任以幼定多以之貝右左与正与同信多任以西  
九市苗多指中松平十中云云与多任以同与来女  
水次信信多任以同折丹市在馬 正衣信信多任以長  
任以以林友中右和七信多任以中矣与少姓中在  
藏部道章和宗多任以相同番以河川長信与之長  
後信多任以志山又守部則重集人云任以席下番  
以有馬之後信淑任多任以山園十三信景定遠信

上佐氏古田盛方院依田主春長古田主通兼重仙北村  
 李公法印位上叙以郡次玄竹阿弥和菴井園正伯佐  
 田五川海井休完法眼位上叙以 在古田姓世蕃流仁本  
 園防与勝長和祿子名大同自仁名伯善与久尚如祿也白  
 名 在古田安佐國津山城之松平備前守定富也為位以  
 寄合中多令名也 下多也一古也 又仁也一也一也一也一也  
 一同く、水井也然也 叙以古田名信松橋源二平通  
 塞の内也、筋也一也一也 叙以古田遠流也流也一也一也  
 古田通設中奥古田姓進後法流也長河源也

叙以古田野倫名成春也 叙以古田古田名信松  
 古田利天主故也考數也 海日古田月夜古田名信松  
 免



元祿九年ヨリ十二年ニ至ル四卷東京圖書館蔵本ヲ  
以テ補寫ス

村山善行寫  
山下新介校



元祿九年ヨリ十二年ニ至ル四巻東京四下條在リ  
以テ補寫ス

林山善行寫

